

能登町建設工事標準請負契約約款（平成17年能登町告示第14号）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 甲は、乙の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内訳書には、<u>材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p>	<p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(工程表及び請負代金内訳書)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内訳書には、<u>健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p>

改正後	現行
<p>第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>甲は、第1項の規定による協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項<u>ただし書</u>に規定する者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(工期の変更方法)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(請負代金額の変更方法等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>3 甲は、第1項の規定による協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p><u>9 甲は、第3項又は第7項の規定による協議に当たっては、乙からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、乙との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して乙が第51条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第52条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額（前項の規定の適用があるとき</p>	<p>3 (略)</p> <p>(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 甲は、乙が第7項の期間内に超過額（前項の規定の適用があるとき</p>

改正後	現行
<p>は、同項の規定により定められた額) を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u></p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金<u>(中間前払金を除く。)</u>をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。<u>次項において同じ。)</u>、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。<u>ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</u></p> <p><u>2 乙は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。</u></p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>は、同項の規定により定められた額) を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</u></p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	現行
<p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第48条の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>（乙の損害賠償請求等）</p> <p>第47条の3 （略）</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p>	<p>3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第48条の規定により乙が賠償金を支払わなければならない場合においては当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第43条、第43条の2又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。</p> <p>4～9 （略）</p> <p>（乙の損害賠償請求等）</p> <p>第47条の3 （略）</p> <p>2 第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。